

弁護士
に聴く

**判例から見る
労働トラブルの
防止対策**

弁護士 宮澤俊夫 25



就業規則の不利益変更と 労働者の同意

1、就業規則の不利益変更

使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできません（労働契約法9条）。

ただし、使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相

況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする（労働契約法10条）とされています。

就業規則による役職定年制の導入に伴つて55歳以降毎年給与の10%を減額され、60歳の定年時には50%に減額されたり、個々の労働者がその適用を拒否することは許されません（最高裁昭和43年12月25日判決・秋北バス事件）。



2、合理性を欠く就業規則の不利益変更と労働者の合意
では、就業規則変更が合理性を欠くとしても、その就業規則変更について労働条件は別同意がある場合は、同意した労働者との間では就業規則の変更によって労働条件は効に変更されると考えることができるかという問題があります。

しかし、本件就業規則変更に際して職員代表として異議がない旨の意見書を提出した2名の原告については、「労働条件を労働者に不利益に変更する内容で合理性がない就業規則変更であつても、当該就業規則の変更について労働者の個別の同意がある場合には、当該労働者との間では就業規則の変更によって労働条件は有効に変更されるものと解される」とし、「職員代表の肩書きで作成した書面であつても個人の本件役職定年制の導入に対する意思も含まれている」と解すべきであつて、右2名の原告らは、本件各意見書を提出したことのもつて、

自由な意思に基づき本件役職定年制の導入に同意したものと認めることが相当である」として、右2名の原告の請求を棄却しました。

前記労働契約法9条の反対

解釈からして、たとえ労働条件を不利益に変更する就業規則であつたとしても、労働者が同意をすれば、その同意を

した労働者との間では、労働条件変更が可能になることが導かれるとするのが判例であると思われます（退職金を3分の2に減額する退職金規程に署名押印した労働者につき大阪高裁平成22年3月18日判決・労判953・71）。

もつとも、右両判決とも、「合理性を欠く就業規則については、労働者の同意があつたということを軽々に認定することはできない」としてい

ますので、労働者の同意を得するに当たっては、労働者がその自由な意思によつて同意したことの証拠を確保しておることが必要です。

（愛知労働局労災法務専門員）

イラスト・源 安孝